

物品調達等競争入札参加資格審査申請書提出要領

光市水道局が令和 7・8 年度に発注する物品調達等の競争入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書類を提出してください。

1 入札参加資格

以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者
- (2) 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

2 申請書類の受付

(1) 受付期間

【定期受付】 令和 7 年 2 月 3 日（月）から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

【随時受付】 令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 10 日（火）まで
令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 10 日（水）まで
令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 10 日（水）まで
令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで
令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 10 日（水）まで
令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 10 日（木）まで
令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 8 年 12 月 10 日（木）まで

(2) 提出方法

原則として郵送

＜提出先＞

〒743-0063 山口県光市島田一丁目 17 番 1 号

光市水道局 業務課 庶務係

TEL 0833-71-0700

※ 受付最終日の消印有効です。

※ 受付印が必要な方は、返信用封筒又は返信用はがき（所定の切手を貼付し、返送用の宛名を記載したもの）を同封してください。

※ やむを得ず持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く受付期間内の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出してください。
なお、その場での提出書類の確認は行いませんのでご了承ください。

3 有効期間

【定期受付】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

【随時受付】 申請した月の翌月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、市内業者（光市に本社、支店又は営業所の所在する業者）については、令和8年2月に行う継続申請手続きをしない場合は、令和8年度の入札参加資格を失いますのでご注意ください。

4 書類の記載等

- (1) 「提出書類確認表」及び「記載例」を参照してください。
- (2) 申請書類をエクセルシートに直接入力して作成される場合は、各様式の黄色のセルを入力してください。また、青色のセルは、プルダウンリストから選択してください。
- (3) 様式第3号（営業種目内容書）の備考欄は、営業種目分類に基づき、取扱可能な品目・業務のみ記入してください。
※ 実績が無い場合も大分類ごとに提出してください。
- (4) 様式第7号（使用印鑑届及び委任状兼使用印鑑届出書）及び様式第10号（委任状）は、鮮明に押印してください。
※ 押印が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがあります。
- (5) 様式第8号（業務に従事する総職員名簿）は、光市内に事業所が所在する場合には、当該事業所に属する職員のみを記入してください。
- (6) フラットファイル（A4縦型・紙製）の表紙と背表紙に申請者の商号又は名称を記入し、提出書類確認表の順番に書類を綴じて提出してください（ファイルの色の指定はありません。）。

5 営業の許可（登録）証明書等の写し

営業に関し必要な登録・免許又は許可等を要する場合は、資格を有することなどが確認できる証明証等の写しを添付してください。

【業務委託の例】

浄化槽清掃業の許可証、浄化槽保守点検業者登録証、建築物飲料水貯水槽清掃業登録証、計量証明事業登録証、建築物環境衛生総合管理業登録証明書、一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処理業許可証、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証、警備業認定証、一般旅客自動車運送事業の許可証、旅行業又は旅行業者代理業の登録証、一般労働者派遣事業の許可証など

【物品調達等の例】

医薬品販売業許可、高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可、屋外広告業登録通知書など

6 注意事項

- (1) 不足書類があるときは、受付できませんので十分確認して提出してください。
- (2) 受付期間外の申請は、一切受付できませんので十分注意してください。

【参考】地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。